

# 青森県肝炎総合対策(素案)

(B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス感染に起因する)

—概要版—

策定の趣旨及び位置づけ

＜計画期間：平成30年度～平成35年度＞

- 平成22年3月(平成26年3月最終改定)に策定した「青森県肝炎総合対策」を、平成28年6月に国から示された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、見直しを図ったもの
- 「肝炎対策基本法」や「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、県の目標を新たに設定し、取り組むべき施策を示すもの

全体目標

**肝炎ウイルスに起因する肝硬変・肝がんの移行者を減らす**  
 (指標:肝がん死亡率(年齢調整及び粗死亡率)、肝硬変死亡率、ウイルス肝炎死亡率)

※肝硬変・肝がん移行者を直接把握できないため確認できる指標として罹患率、死亡率があるが、死亡率の方が速やかに状況を把握できるため死亡率を指標として設定する。

県等が取り組む施策

<p><b>第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向</b>                  肝炎ウイルス検査結果陽性者のフォローアップ等を行い重症化予防を図り、<b>青森県のウイルス性肝炎対策の目標を肝硬変又は肝がんへの移行者の減を目標に設定し、その指標を死亡率とする。</b></p>	<p><b>第4 肝炎医療を提供する体制の確保</b>                  ア 「肝疾患診療連携拠点病院等協議会」の開催による診療連携体制の更なる強化                  イ 拠点病院を中心とした、肝炎医療従事者への研修の実施                  ウ かかりつけ医等に対する研修会の定期実施                  エ 肝疾患相談センターの相談支援体制に係る充実の要請                  オ 肝疾患診療連携体制に関する情報の周知                  カ <b>初回・定期検査費用の周知及びそれを活用したフォローアップ</b></p>
<p><b>第2 肝炎の予防のための施策</b>                  ア 公開講座等様々な機会を活用した、正しい知識の普及啓発                  イ 感染の危険性のある行為に対する学校保健と連携した普及啓発                  ウ 妊婦健診の機会を通じた肝炎検査の重要性や大切さについての浸透及び<b>市町村におけるB型肝炎ワクチンの定期接種の実施</b></p>	<p><b>第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成</b>                  ア 肝炎医療従事者の資質向上のための研修会の継続な開催                  イ 県保健所・市町村等の肝炎担当者への研修会等の実施                  ウ <b>肝炎医療コーディネーターの設置</b></p>
<p><b>第3 肝炎検査の実施体制の充実</b>                  ア 肝炎ウイルス検査の実施と受検しやすい環境の整備、広報                  イ 肝炎ウイルス検査結果を自覚できるようにする普及啓発                  ウ 要精検とされた者を受診に結びつけるフォローアップの実施                  エ 職域に係る医療保険者、事業主等の関係者への要請                  オ 手術前等の肝炎ウイルス検査結果の適切な説明の要請                  カ <b>上記ア～オが実施できる研修会の開催</b></p>	<p><b>第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重</b>                  ア 「肝臓週間」と連携した肝炎に関する集中的な普及啓発、                  イ 県民公開講座の実施と「肝疾患相談センター」のさらなる周知                  ウ 拠点病院等が実施する「肝臓病教室」を利用した普及啓発                  エ 肝炎患者等に対する偏見や差別被害防止のためのガイドラインの活用</p>

**第7 その他肝炎対策の推進に係る重要事項** 患者、家族への支援の強化・充実、肝炎総合対策の見直し・報告等

## ● 第1回青森県肝炎対策協議会での肝炎総合対策の見直しに係る意見(まとめ)

No.	内容	意見	総合対策への反映方法
1	<p>【目標】 肝硬変又は肝がんの移行者を減らす</p> <p>【指標】 死亡率</p> <p>について</p>	<p>①死亡率を指標としても良いが、ウイルス性肝炎の対策を明記すること</p> <p>②ウイルス性肝炎の対策だけでは、肝がんの死亡率ワースト1位は脱却できない</p>	<p>①総合対策第1に記載しました。目標である「肝硬変又は肝がんの移行者を減らす」ことを把握する指標として罹患率及び死亡率がありますが、速やかに達成状況を把握できる死亡率を設定しました。(全国比較:肝がん死亡率 青森県:肝硬変死亡率、ウイルス肝炎死亡率)</p> <p>②本対策はウイルス性肝炎に係る対策のため盛り込みません。</p>
2	職域に対する肝炎ウイルス検査の促進	<p>①職域肝炎ウイルス検査は継続をするべきである。</p> <p>②保険者(協会けんぽ)に、必要な指導を行うこと。(毎年受けさせる等の廃止など)</p>	<p>①総合対策第1、第3に、「肝炎ウイルス検査について受検機会の拡充と負担軽減を図り、検査促進に取り組む」と記載しました。</p> <p>②総合対策第3に、「医療保険者や事業主等の理解を得て」「適切な検査が実施されるよう研修会を実施する」と記載しました。</p>
3	肝炎医療コーディネーターの設置	H30年度から設置する方向で対応されたい。	総合対策第5に、拠点病院及び専門医療機関に肝炎医療コーディネーターを設置すると記載しました。
4	肝炎ウイルス検査	健康増進事業において40市町村全部実施することになったが、効果的な検査実施が必要(陽性者が多い年代を実施するなど)	総合対策第1、第3に、受検機会拡大する等記載しました。 また、総合対策第3、第5に検査台帳の整備や効果的な検査実施ができるよう市町村担当者向けに研修会を開催すると記載しました。
5	医療従事者への普及啓発	開業医への適切な情報提供が必要と考える	総合対策第4、第5に、かかりつけ医等に対する研修会の開催について記載しているため、表現等は変更しません。

# 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

## 【主な改正点】

- ①県としての目標値の設定 肝硬変・肝がんの移行者を減らす(指標:肝がん死亡率、肝硬変死亡率、ウイルス肝炎死亡率)ことを明記
- ②検査陽性者に対するフォローアップ体制の重要性を追記
- ③職域における検査の促進を明記

## 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向(抜粋)

### (1)基本的な考え方

肝炎(B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。)は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあります。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。

従って、県は、市町村、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者の減を目標とします。

しかしながら、移行者を把握することができないため、県が把握できる指標として、罹患率と死亡率がありますが、速やかに把握できる死亡率(肝がん、肝硬変及びウイルス肝炎)を指標に設定します。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要です。

なお、県が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直し検討することが重要です。

### (2)肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルス検査を受けた事がない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながる必要があります。このため、全ての県民が、少なくとも生涯に一回は肝炎ウイルス検査を受検する体制を整備するとともに市町村による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも併せて取り組んでいくことが必要です。

(詳細は、参考資料1)

## 第2 肝炎の予防のための施策

### 【主な改正点】

①平成28年4月1日以降に生まれた0歳児について定期接種の対象となったことから、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図ることを追記

### 第2 肝炎の予防のための施策(抜粋)

#### (1)課題

肝炎ウイルスは血液を介して人から人へと感染します。現在は、医療行為で感染することはほとんどなくなりましたが、覚醒剤などの注射器の使い回し、入れ墨(タトゥー)・ピアスの穴あけ等の血液の付着する器具の共有を伴う行為、性行為、母子感染(C型では感染率は低い)については現在も感染経路として考えられます。感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、県民に対し、肝炎についての正しい知識を普及する必要があります。

#### (2)今後の対応

ア 県及び市町村は、肝炎ウイルスの新たな感染の発生を防止するため、公開講座の開催等様々な機会を活用し、肝炎ウイルス感染予防のための正しい知識の普及啓発を行います。

イ 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎について正しい知識と理解を深めるため、学校保健と連携した普及啓発を行います。

ウ 県及び市町村は、B型肝炎による母子感染の防止を徹底するため、妊婦健診の機会を通じた肝炎検査の重要性や大切さについて浸透を図ります。

**また、市町村は、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を推進していきます。**

(詳細は、参考資料1)

## 第3 肝炎検査の実施体制の充実

### 【改正の要点】

- ①職域での肝炎ウイルス検査について、医療保険者、事業主等関係者の理解を得ながらその促進に取り組むことを強調。
- ②検査の実施だけではなく、要精検と判定された者に対して、受診状況の確認や受診勧奨といったフォローアップにつとめ重症化予防を図ることを明記
- ③検査等重要性について説明する研修会を開催し効果的な検査実施体制整備を図ることを明記。

### 第3 肝炎検査の実施体制の充実(抜粋)

#### (1)課題

肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも生涯に一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要で、**受診機会の拡大を図る必要があります。**

肝炎検査を受検する必要性や、肝炎ウイルス検査の結果を正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を継続していく必要があります。

#### (2)今後の対応

ア 略

イ 略

ウ 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査の結果、要精検とされた者に対して、検査結果を正しく認識できるよう、**受診状況の確認や受診勧奨といったフォローアップを実施します。**

エ 県は、職域での肝炎ウイルス検査について、**受検機会の拡充と負担軽減を図るため、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組みます。**

また、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請します。

オ 略

カ 県は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、市町村、保健所、医療機関等の従事者に対して、**最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修会を開催します。**

(詳細は、参考資料1)

## 第4 肝炎医療を提供する体制の確保

### 【主な改正点】

- ①肝炎ウイルス検査初回精密検査費助成事業、定期検査費助成事業の周知及び肝炎患者等の重症化予防のためのフォローアップを行い医療提供体制の充実させていくことについて明記。

#### 第4 肝炎医療を提供する体制の確保(抜粋)

(2)今後の対応  
ア～オ 略

カ 県は、自治体を実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者で、自治体を実施する陽性フォローアップ事業に同意された者を対象に初回の精密検査費用の助成事業と肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の定期検査費用助成事業の更なる周知を行い、肝炎患者等のフォローアップに努めます。

(詳細は、参考資料1)

## 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

### 【主な改正点】

- ①肝炎患者が円滑に必要な支援を受けられるよう拠点病院と専門医療機関に肝炎医療コーディネーターを設置することを明記。

#### 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成(抜粋)

(2)今後の対応  
2)今後の対応  
ア 略  
イ 略

ウ 県は、拠点病院と協力しながら、拠点病院と専門医療機関に肝炎医療コーディネーターを設置し、肝炎患者が円滑に肝炎医療費助成等の公的支援を受けられるよう支援します。

(詳細は、参考資料1)

## 第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに 肝炎患者等の人権の尊重

### 【主な改正点】

#### ①表現の見直し及び今後の対応について整理

##### 第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重(抜粋)

###### (1)課題

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい病気です。

このため、県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要があります。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、**肝炎患者等の人権を守るため**、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を**はじめとした**全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。

(詳細は、参考資料1)

## 第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

### 【主な改正点】

#### ①表現の見直し

##### 第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項(抜粋)

###### (1)肝炎患者及びその家族等に対する支援の強化及び充実

###### ① 課題

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、**肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き、相談支援及び情報提供の充実**を図り、精神面でのサポート体制を強化する必要があります。

また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要があります。

(詳細は、参考資料1)